



# 埼玉県報

第218号  
令和3年(2021年)  
6月18日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（農業政策課）

### 告示

- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務の随意契約の相手方の公示（広報課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大岡第一土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 宮毛田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 高坂土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上用水堰土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 羽生市岩瀬土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 令和3年6月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

### 雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

## 規則

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十九号

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

埼玉県農業協同組合等検査規則（平成十年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

様式第二号（表面）を次のように改める。

（表面）

第 号	検 査 員 証
	写 真
	職名 氏名

上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条、中小漁業融資保証法第66条第2項、農業信用保証保険法第56条第2項及び第3項、農水産業協同組合貯金保険法第117条第1項から第5項まで、森林組合法第111条、犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条並びに犯罪利権預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項から第5項までの規定により検査を行う者であることを証明する。

年 月 日交付

埼玉県知事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
彩の国だより（令和3年5月号から7月号まで）の新聞折り込み及び配布業務  
約2,050千部×3回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4
- 5 契約金額  
7.64円（8ページ税抜き1部当たりの単価）  
8.70円（12ページ税抜き1部当たりの単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第七百五十六号

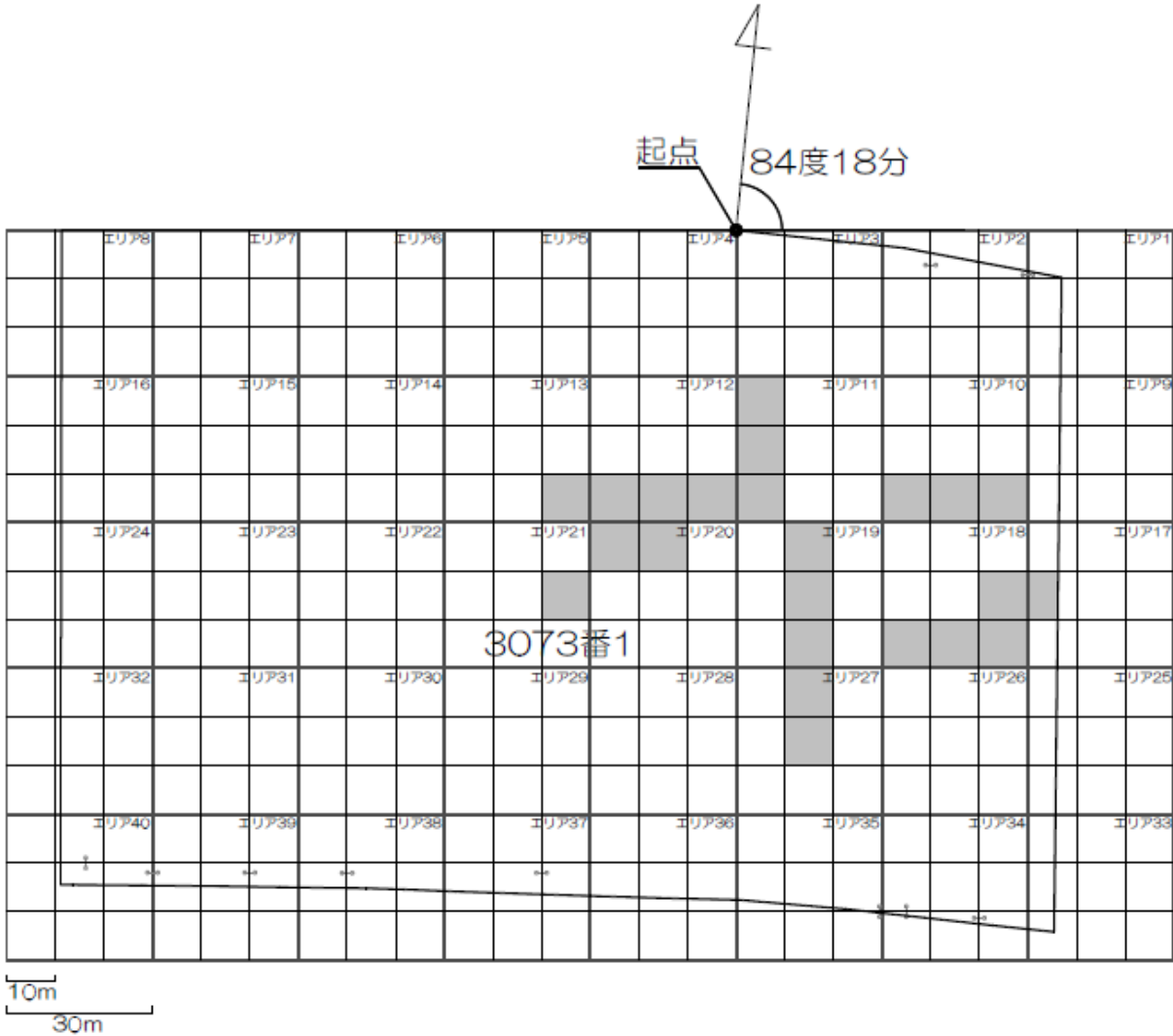
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第三百九十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域として指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市川岸二丁目三千七十三番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】  
起点は、埼玉県戸田市川岸2丁目3073番1の最北端とする。

【格子の回転角度（84度18分）】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
	敷地境界
	指定を解除する区域に係る土地の面積：2262㎡

## 告 示

### 埼玉県告示第七百五十七号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第七百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目十一番六号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十三者

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十三者

##### ハ 変更年月日

令和三年四月十四日外

##### ニ 届出年月日

令和三年六月九日

#### 二 縦覧期間

令和三年六月十八日から令和三年十月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和三年六月十八日から令和三年十月十八日まで

##### ロ 意見書提出先





# 告示

## 埼玉県告示第七百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目十一番六号

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一四三四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七五二台

### ハ 変更年月日

令和四年二月十日

### ニ 届出年月日

令和三年六月九日

### 二 縦覧期間

令和三年六月十八日から令和三年十月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年六月十八日から令和三年十月十八日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年六月十一日認可した。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

大岡第一土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年六月十一日認可した。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

宮毛田土地改良区

二 事務所の所在地

東松山市

# 告示

## 埼玉県告示第七百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年六月一日認可した。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

高坂土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

# 告示

## 埼玉県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年六月一日認可した。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上用水堰土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十四号

測量計画機関である羽生市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

羽生市

### 二 作業種類

三級基準点復元

### 三 作業地域

埼玉県羽生市大字下新郷地内

### 四 作業期間

令和三年四月三十日から令和三年九月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十五号

測量計画機関である東京都水道局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関  
東京都水道局
- 二 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業地域  
山口貯水池周辺域
- 四 作業期間  
令和三年六月八日から令和四年三月三日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第七百六十六号

令和二年埼玉県告示第千三百五十号で公示した公共測量は、令和三年六月一日終了した旨測量計画機関である柏原鳥之上土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一五―六一八号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市大和田二丁目百六十八番地一 他八百九十四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万七千六百四・一三立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から令和十五年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻の一部、大字中岩瀬字中谷、字当摩、字一丁田、字藏敷の全部及び字中岩瀬、字原の各一部、大字下岩瀬字下岩瀬の一部、大字小松字小松、字大門北の各一部、大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部、大字上羽生字藏敷、字新田前の全部、南八丁目、西三丁目の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地一

### 五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

### 六 変更の内容

第十条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第三十九条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第八十一条第二項中「附するべき利子は年6パーセントとし、」を「付するべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する法定利率とし、」に変更する。

第八十一条第二項中「附する」を「付する」に変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和三年六月十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第七百六十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都新宿区北新宿一丁目七番二十号プロスペリタ新宿二〇二 新田株式会社

二 指定年月日

令和三年六月十日

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市西区大字宝来八十四番地 株式会社埼玉自動車教習所

二 指定年月日

令和三年六月十日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年六月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和二年八月七日

指令川建セ第〇二〇〇七〇号

#### 二 検査済証番号

令和三年六月十四日

川建セ第〇三〇〇二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字久保五百二十四番九

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市中富町七十七番地十九

関口 益美

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十五号

令和三年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年六月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、〇四六八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、〇三四八

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六九、三二八人
南第二区 川口市	一四七、五四六八
南第三区 さいたま市西区	二五、九七五人
南第四区 さいたま市北区	四一、一九七人
南第五区 さいたま市大宮区	三三、二九八人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、六四二人
南第七区 さいたま市中央区	二八、四四二人
南第八区 さいたま市桜区	二六、六六〇人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、三六四人
南第十区 さいたま市南区	五二、三五〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、九七八人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六七六人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、五九三人
南第十四区	桶川市	二一、三一一人
南第十五区	北本市	一九、〇三七人
南第十六区	鴻巣市	三三、三七九人
南第十七区	志木市	二一、〇三四人
南第十八区	新座市	四五、八七一人
南第十九区	蕨市	一九、九九六人
南第二十区	戸田市	三六、九五七人
南第二十一区	朝霞市	三八、九四二人
南第二十二区	和光市	二二、九一人
西第一区	所沢市	九六、九〇〇人
西第二区	入間市	四一、四七九人
西第三区	飯能市	二二、五八一人
西第四区	狭山市	四二、七八五人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九八九人
西第六区	富士見市	三一、〇九三人
西第七区	川越市	九七、八六二人
西第八区	日高市	一五、五一〇人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、九七二人
西第十区	坂戸市	二七、八一七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六〇七人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、二〇二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、九六〇人
北第一区	秩父市	一七、三八六人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、一〇七人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、七三九人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、二六一人
北第五区	熊谷市	五五、〇〇四人
東第一区	行田市	二二、七四一人
東第二区	羽生市	一五、一五二人
東第三区	加須市	三一、六七六人
東第四区	久喜市	四二、九八六人



東第五区	蓮田市	一七、六三一人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三五七人
東第七区	春日部市	六六、四〇二人
東第八区	越谷市	九五、六三六人
東第九区	八潮市	二五、一七七人
東第十区	三郷市	三九、〇六六人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、〇七〇人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九二六人

## 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和三年六月十八日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和3年2月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又 は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	株式会社熊谷清掃社	食品リサイクル堆肥	2.0	1.3	0.5	14.8	16	20	10	28.6		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。  
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量  
2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。